

充用有価証券事務取扱要領の一部改正新旧対照表

新			旧					
別表 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表			別表 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表					
1 (略) 2 前項の有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。			1 (略) 2 前項の有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。					
有価証券等の種類	時価	時価に乘すべき率	有価証券等の種類	時価	時価に乘すべき率			
(略)			(略)					
公社債投資信託の受益証券	一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85	公社債投資信託の受益証券	一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価 100分の85			
(略)			(略)					
投資信託の受益証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2） 100分の77 0	投資信託の受益証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2） 100分の77 0			
	一般社団法人資産運用業協会が前日の時価を発表するもの	当該時価		一般社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価			
(注) 1～7 (略)			(注) 1～7 (略)					
3～11 (略)			3～11 (略)					
附 則								
この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。								